

農業経営基盤強化準備金制度とは？

令和5年度版

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化(農用地、農業用の建物・機械等の取得)を図る取り組みを支援

(特例措置の内容)

- 農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。
- さらに、農業経営改善計画などに従い、積み立てた準備金(注)を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地、農業用の建物・機械等を取得した場合、圧縮記帳※1できます。

注) この特例の適用を受けようとする場合には、一定の方法で記帳※2し、青色申告により確定申告(初年は税務署に事前に届出)をする必要があります。

※1 圧縮記帳とは、交付金により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を必要経費(損金)に算入することにより、その年(事業年度)の課税事業所得(所得)を減額する方法です。

※2 一定の方法で記帳とは、複式簿記による記帳が原則ですが、個人の場合は、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備え付けて簡易な記帳をするだけでも特例が受けられます。

(例) 5年間積み立てて、6年目に農地等を取得した場合



準備金の積立て

交付金を準備金として積み立てた場合、この積立額の範囲内で

- ① 個人は必要経費算入
- ② 法人は損金算入

(積み立てない交付金は、課税対象)

農業用固定資産の取得

農用地、農業用の機械、一定の農業用の建物等の取得に充てた、以下の金額の合計額の範囲内で圧縮記帳

- ① 準備金取崩額
- ② その年に受領した交付金の額

交付金を投資に振り向け、経営発展!

注: 積立てた翌年(度)から5年を経過した準備金は、順次、総収入金額(益金)に算入され、課税対象となります。ただし、算入された年(度)内に対象固定資産を取得すれば、必要経費(損金)に算入できます。(H29年に積み立てた準備金は、R5年に5年を経過し、R5年の所得の計算上、総収入金額に算入されます。このため、当該準備金を必要経費に算入するには、R5年末までに、農業経営改善計画に基づき、農用地や農業用機械等を取得する必要があります。)

制度適用の要件

対象者

交付金の交付対象者であり、**青色申告**により確定申告を行う以下の農業者が対象です。

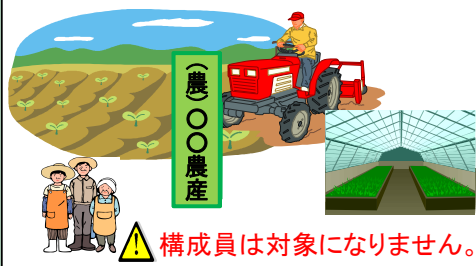
- 認定農業者(個人・農地所有適格法人) ⇔ 農業経営改善計画
- 認定新規就農者(個人) ⇔ 青年等就農計画

認定農業者又は、認定新規就農者であって、以下のいずれかに該当する方
 ○市町村が策定する地域計画において農業を担う者として位置づけられていること
 ○人・農地プランにおいて中心経営体として位置づけられていること

対象となる場合

交付金

認定農業者(農地所有適格法人)



認定農業者(個人)
 認定新規就農者(個人)



注) それぞれの農業者が作成する**農業経営改善計画等**に、この特例を活用して**取得しようとする農業用固定資産が記載されていることが要件**となります。(新たな農業用固定資産を取得しようとする場合には、**事前に計画の変更が必要**となります。)

対象となる交付金

(令和5年度当初予算)
 (令和4年度補正予算)

- 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)
- 米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金(ナラシ対策)
- 水田活用直接支払交付金
 - ・水田活用直接支払交付金
 - ・畑地化促進事業(R4補正)
 - ・畑作物産地形成促進事業(R4補正)
 - ・コメ新市場開拓等促進事業

注) 水田活用直接支払交付金のうち畑地化促進助成及び畑地化促進事業における「産地づくり体制構築等支援」は対象外です。

対象となる資産

注意

○トラックやフォークリフトなどの車両は対象となりません。
 ○中古品も対象となりません。

- 農用地
 - 農地、採草放牧地
 - [基盤法第4条第1項第1号]
- 農業用の建物・機械等
 - ・農業用の建物及び附帯設備(加工施設、販売施設を除く)※
 - ・農業用の構築物
 - ・農業用設備(器具備品、機械装置、ソフトウェア)

(例) 大型の温室、農機具庫、農産物貯蔵庫、果樹棚、ビニールハウス、用排水路、暗きよ、トラクター、乾燥機、精米機、飼料細断機、農業用低温貯蔵庫、フィールドサーバー、農作業管理ソフト など

※ 対象となる農業用の建物は、**農業振興地域内の農業用施設用地に建てられた場合**に限ります。

必要経費(損金)算入限度額

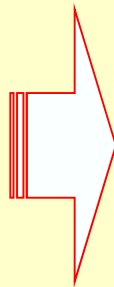
(1) 農業経営基盤強化準備金の積立時

1か2のいずれか少ない金額が農業経営基盤強化準備金の積立による必要経費(損金)算入限度額となります。

- 1 準備金として積み立てようとする金額(交付金等収入額の範囲内で農林水産大臣の証明する金額)
- 2 その年(事業年度)の事業所得(所得)の金額

イメージ

交付金収入 250万円	所得 370万円
農産物等 販売収入 650万円	
農業経営費 530万円	



積み立てよう
とする金額
250万円



所得
370万円

250万円が限度額となります。



(2) 農用地等の取得(圧縮記帳)時

1か2のいずれか少ない金額が固定資産取得時の圧縮記帳による必要経費(損金)算入限度額となります。(ただし、取得した固定資産の価額が上限)

- 1 準備金の取崩額とその年(事業年度)の交付金受領額のうち農業用固定資産の取得に充てた金額(農林水産大臣の証明する金額)の合計額
- 2 その年(事業年度)の事業所得(所得)の金額

イメージ

※ 令和3年度税制改正により、積立期限切れとなって取り崩した準備金は、積立や圧縮記帳の基準となる所得金額の計算から除外されます。

準備金 取崩額 1,000万円	所得 1,370万円
交付金収入 250万円	
農産物等 販売収入 650万円	
農業経営費 530万円	



準備金
取崩額
1,000万円

取得に充てた
金額
250万円



所得
1,370万円

取得した固定資産の価額が1,250万円以上であれば、1,250万円が限度額となります。

※ 取得した固定資産の価額が1,250万円以下の場合はその取得価額が限度額となります。



農業経営基盤強化準備金の効果(モデル試算例)

準備金積立時 交付金収入250万円を準備金として積立て

(単位：万円)

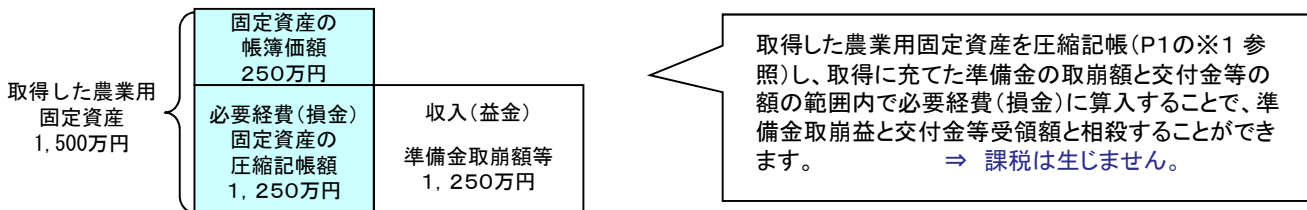
	特例の適用あり	特例の適用なし
農業収入合計金額 A (B+C)	900	900
うち農産物販売額 B	650	650
うち交付金等収入額 C	250	250
必要経費金額 D (E+F)	780	530
うち農業経費等 E	530	530
うち農業経営基盤強化準備金繰入額 F	250	0
課税対象所得金額 G (A-D)	120	370
税額 (G×12%※)	14	44

※税率は総合課税を勘案し所得税率12%で算出。
農外所得、各種控除はないものと仮定し単純化。

準備金として積み立てなかった場合と比較して、納税額に30万円の差が生じます。

資産取得時

準備金1,000万円とその年に受領した交付金250万円を用いて、1,500万円の農業用機械を取得



取得後

固定資産の帳簿価額を250万円として減価償却



農業経営基盤強化準備金制度は、交付金収入時の課税を繰り延べることにより、課税負担軽減を図る効果があります。

農業経営基盤強化準備金制度の経理処理

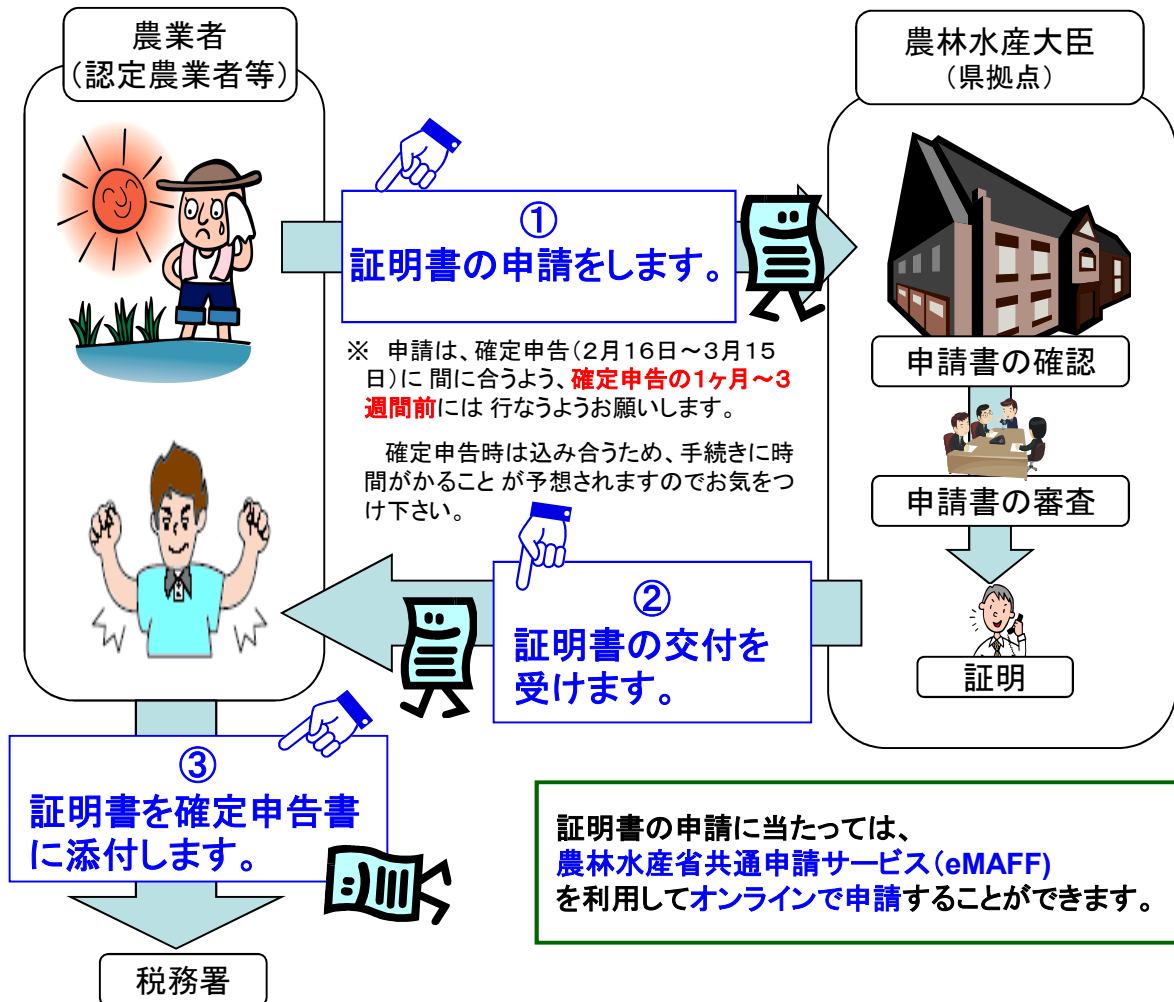
農業経営基盤強化準備金制度に関する経理処理を例示すると、以下のような仕訳となります。

	借方		貸方	
	科目	金額	科目	金額
交付金等を受領したとき	現金・預金	〇〇	交付金等収入 (収入)	〇〇
準備金を積み立てたとき	農業経営基盤強化準備金繰入額 (必要経費)	〇〇	農業経営基盤強化準備金	〇〇
準備金を取り崩したとき	農業経営基盤強化準備金	〇〇	農業経営基盤強化準備金繰戻額 (収入)	〇〇
固定資産を取得したとき	固定資産	〇〇	現金・預金	〇〇
	固定資産圧縮損 (必要経費)	〇〇	固定資産	〇〇

農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるための手続き

農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるためには対象となる金額についての農林水産大臣の証明書が必要です。

この証明・申告手続は、青色申告を行っている方であれば、さほど難しくありませんが、ご不明な点があれば、お気軽に農政局の各県拠点にお問い合わせ下さい。



積立時の証明の申請書類

- ㊦ 証明申請書
- ㊧ 準備金に関する計画書兼実績報告書
- ㊨ 交付金の交付決定通知書等の写し
(P2の対象となる交付金に関する積立年(事業年度)のもの)
- ㊩ 農業経営改善計画の写し
(または青年等就農計画の写し)
- ㊪ 貸借対照表等の財務諸表
(前年の確定申告書の控用の写し(2年目以降の申請の場合に必要))

取得時の証明の申請書類

- ㊦ 証明申請書
- ㊧ 準備金に関する計画書兼実績報告書
- ㊨ 交付金の交付決定通知書等の写し
(P2の対象となる交付金に関する積立年(事業年度)のもの)
- ㊩ 農業経営改善計画の写し
(または青年等就農計画の写し)
- ㊪ 貸借対照表等の財務諸表
(前年の確定申告書の控用の写し(2年目以降の申請の場合に必要))
- ㊫ 取得した固定資産の領収書等(固定資産の内容、取得金額、取得日のわかるもの。)

「お問い合わせ先」一覧

ご質問等がございましたら、下記までお気軽にご連絡ください。

県名	機関名	住所	電話・FAX番号
新潟県	北陸農政局 新潟県拠点	〒951-8035 新潟市中央区船場町 2-3435-1	電話 025-228-5290 FAX 025-228-5271
富山県	北陸農政局 富山県拠点	〒930-0856 富山市牛島新町11-7 富山地方合同庁舎4階	電話 076-441-9307 FAX 076-441-9326
石川県	北陸農政局 石川県拠点 (経営所得安定対策担当)	〒921-8507 金沢市新神田4-3-10 新神田合同庁舎4階	電話 076-203-9140 FAX 076-291-7345
福井県	北陸農政局 福井県拠点	〒910-0859 福井市日之出3-14-15 福井地方合同庁舎4階	電話 0776-30-1619 FAX 0776-30-1620